

令和5年5月11日

保護者の皆様

大田区立大森第二中学校
校長 大竹 基之

新型コロナウイルス感染症に対する学校の対応について

日頃より、本校の教育並びに新型コロナウイルス感染症対策にご理解、ご協力いただきましてありがとうございます。新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の学校における感染症対策につきまして、先日、文部科学省からの「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～）」（以下、文科省マニュアル）に基づき大田区より対応が示され、文章を配布させていただきました。そこで、改めて本校の対応を以下のとおりといたしますので、お知らせいたします。

保護者の皆様におかれましてはご理解・ご協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

記

1 新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

ア 平時における感染症対策について

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、

- ・家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握
- ・適切な換気の確保
- ・手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

といった対策を講じることが引き続き重要です。感染状況が落ち着いている平時においては、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はないこととします。

学校教育活動においてはこれまでどおりマスクの着用を求めないことが基本となり、また、給食の場面においても、これまでどおり「黙食」は必要としません。

※「健康観察カード」等の提出について

文科省マニュアルでは、令和5年5月8日以降は、「健康観察カード」といった、生徒の体温を毎日チェックさせ、学校に提出させることについては不要となりました。本校ではそれに先立ちまして4月より、お子様の健康状態の把握を、「健康観察カード」ではなく、朝学活時に口頭によるものとしてきました。一学期中は引き続き口頭による健康状態の把握を継続させていただきますので、今後ともご家庭のご協力をお願いいたします。また、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は無理をせずに自宅で休養していただくよう、お願いいたします。

イ 感染流行時における感染症対策について

地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、

- ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話は控えること
- ・児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること

等の措置を一時的に講じる場合があります。

2 学校で生徒や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合について

ア 出席停止の取り扱いについて

令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合の出席停止期間は「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」が基準となります。

新型コロナウイルス感染症も季節性インフルエンザ等と同様、学校保健安全法第19条の規定に基づき、校長の判断により出席停止の措置となります。

イ 濃厚接触者の取り扱いについて

- 令和5年5月8日以降は、濃厚接触者の特定は行われません。
- 従前、濃厚接触者として特定されていた①同居している家族が感染した生徒、②学校で感染した者と接触があり、感染対策を行わずに飲食を共にした生徒についても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とはなりません。

このため、同居の家族が体調不良であっても登校ができますが、当該家庭と連携して生徒の健康状態の把握を継続してまいります。

ウ 感染が不安で休ませたいと相談があった場合の出欠の取扱いについて 原則、欠席となります。

以下の場合、出席停止の措置もあり得ます。

- ・同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合。
- ・医療的ケアを必要とする生徒等及び基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い生徒等について、主治医の見解を保護者に確認の上、登校すべきでない判断した場合。

エ 学級閉鎖等の臨時休業について

学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、当該感染者を出席停止とするとともに、学校医等と相談し、以下のとおり臨時休業を検討します。

【学級閉鎖】

以下のいずれかの状況に該当し、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施します。閉鎖の期間としては、5日程度（土日祝日含む。）を目安に、感染の把握状況、拡大状況、児童生徒への影響等を踏まえて判断します。

- ①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
 - ②その他、設置者が必要と判断した場合
- ※ただし、感染可能期間に学校に来ていない者の発症は除く。

【学年閉鎖】

複数の学級を閉鎖し、かつ、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施します。

【学校全体の臨時休業】

複数の学年を閉鎖し、かつ、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施します。

【問い合わせ】

大田区立大森第二中学校
副校長 田中 広行
電話 03-3762-6456